

事務連絡  
令和5年4月21日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の  
療養期間の考え方等について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

大臣官房危機管理室経由、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、都道府県等衛生主管部あての事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（別添）が発出され、併せて、新型コロナウイルスの位置づけが変更となる5月8日以降、各業界・事業者における自主的な取組の参考となるよう、国土交通省を經由して周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員の皆様に対し、周知方よろしく願いいたします。

以上